

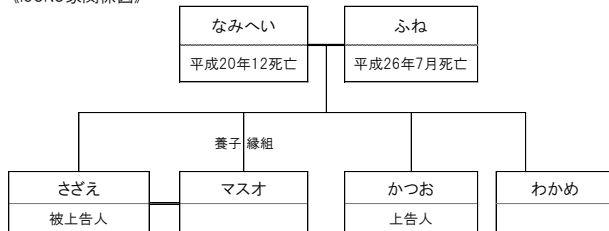
最高裁判決 相続分譲渡は贈与にあたるかの判断（原審差戻し）を受けて

相続分の無償譲渡による相続財産の持分の移転が相続財産の贈与に該当するか否かの判断が争われた遺留分減殺請求事件で最高裁第二小法廷（鬼丸かおる裁判長）は、共同相続人間における相続財産の無償譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定したその相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、譲渡した者の相続においては民法903条1項が定める贈与に該当すると判断して原審の判断を否定、更に審理を尽くさせるため原審に差戻しを命じる判決を言い渡しました。

この判決がどのような内容かを、皆様よくご存じの、あるご家族を使って解説したいと思います（一部、あのご家族とは前提が異なります）。

1. ご家族構成と裁判の発端

《ISONO家関係図》



①「なみへい」が死亡した際の遺産分割において、「ふね」と「マスオ」が、自身の相続分の権利を「さざえ」に譲渡し、遺産分割協議の手続きから脱退をしている。

「なみへい」は不動産や金融資産を所有しており、遺産分割協議では、「かつお」や「わかめ」も財産は承継したが大半の財産は「さざえ」が承継するという内容で成立した。

②「ふね」は、「なみへい」の相続の際に家族内が不和になったことを受けて、自身の相続の際にはそのようなことがないように、全ての財産を「さざえ」に相続させる旨の公正証書遺言を作成した。

③「ふね」が死亡した際、「ふね」が所有していた財産はほとんどなかった。そのため、「かつお」は「さざえ」に対して、「なみへい」の相続の際における「ふね」が行った「さざえ」に対する「ふね」自身の相続分の権利譲渡が贈与にあたり、それにより遺留分を侵害されたとして、「なみへい」が死亡した際の遺産分割協議により「さざえ」が取得した財産の一部について、遺留分減殺を原因とする持分の移転登記手続きを求めた裁判である。

④原審である東京高裁は、相続分の譲渡は遺留分の算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与には当たらないという判断を下した。それを不服として「かつお」が最高裁に上告を行った。

【東京高裁の判決要旨】

相続分の譲渡による相続財産の持分の移転は、遺産分割が終了するまでの暫定的なものであり、最終的に遺産分割が確定すれば、その遡及効によって、相続分の譲受人は相続開始時に遡って被相続人から直接財産を取得したことになるから、譲渡人から譲受人に相続財産の贈与があったとは観念できない。また、相続分の譲渡は必ずしも譲受人に経済的利益をもたらすものとはいえず、譲渡に係る相続分に経済的利益があるか否かは当該相続分の積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定しなければ判明しないものである。したがって、本件相続分譲渡は、その価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与には当たらない。

⑤最高裁において、本件相続分譲渡はその価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与に当たらないとして上告人の請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。と判断した。

【最高裁判決要旨】

共同相続人間で相続分の譲渡がされたときは、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転し、相続分の譲渡に伴って個々の相続財産についての共有持分の移転も生ずるものと解される。

そして、相続分の譲渡を受けた共同相続人は、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割手続等に加わり、当該遺産分割手続等において、他の共同相続人に対し、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分との合計に相当する価額の相続財産の分配を求めることができることとなる。

このように、相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、譲渡人から譲受人に対し経済的利益を合意によって移転するものということができる。遺産の分割が相続開始の時に遡ってその効力を生ずる（民法909条本文）とされていることは、以上のように解することの妨げとなるものではない。

したがって、共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法903条1項に規定する「贈与」に当たる。と判断した。

2. 相続分の譲渡

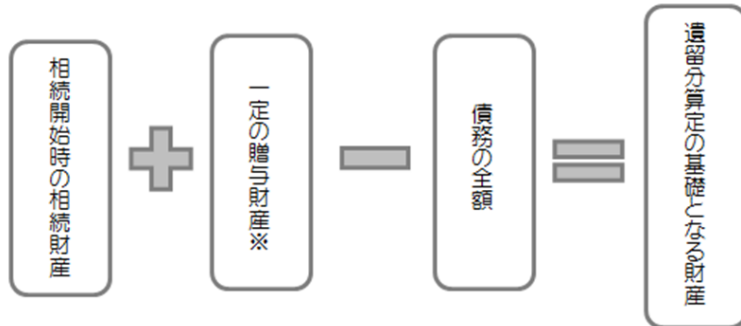
相続分の譲渡とは、共同相続人の一人が遺産の分割前に、その相続分を譲り渡したときは、他の共同相続人は、(価額及び費用を償還して) その相続分を譲り受けることができることをいいます。

3. 遺留分の算定となる価額についての考え方

遺留分算定の基礎となる財産は、被相続人が、相続開始の時(被相続人の死亡の時)において有していた財産(遺贈財産を含む)の価額に一定の贈与財産の価額を加え、債務の全額を控除して求めます。

※一定の贈与財産とは

- ①相続開始前1年間になされた贈与
- ②1年より前であっても当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってなされた贈与
- ③共同相続人への特別の贈与(婚姻、養子縁組みのため、若しくは生計の資本としての贈与であって、その贈与時期を問わない。)
- ④不相当な対価でなされた有償行為で、財産の価額から対価を控除した部分は実質的贈与にほかならないので当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってなされたもの



今回の裁判においては、この一定の贈与財産の中に「相続分の譲渡により取得したもの」が含まれるかどうか争われたと考えられます。

4. 今後について

今回の差戻し審により東京高裁で再審されることとなりますが、一般的には当初の原審判決と異なる判決が下される場合が多いと言われています。再審の判決を待ってみましょう。

5. 参考：民法改正

平成30年7月6日、相続に関する民法の大改正がおこなれ、その中で遺留分に関する規定についても改正が行われています(平成31年7月12日までに施行)。

【改正内容】

①遺留分権利者が遺留分の侵害を受けた場合に請求権が金銭債権となります(新民法1046条1項)。

現行法においては、このコラムの裁判にあるように、原則的には遺留分の減殺請求によって当然に物件的効果が生じるとされています。この点について、今回の改正により金銭による弁済となりました。

②死亡前にされた相続人への贈与(特別受益)のうち遺留分額の算定基礎となるものを死亡前10年間にされたものとする(新民法1044条3項)。

現行法においては、贈与をした相手が相続人の場合、特別受益に該当する贈与であれば遺留分の算定の基礎に含まれ、遺留分減殺の対象になると考えられ、数十年前の贈与など、被相続人の死亡よりはるか昔に行われたものであっても、時期に関係なく、遺留分の算定の基礎に含まれますし、遺留分減殺の対象になります。この点について、相続人に対する贈与で特別受益であったとしても、死亡前10年間に限定されることとなりました。

今回の民法改正における遺留分に関する規定のなかで大きな影響があるのは上記2点といわれています。

なお、その他にも下記のような改正点があります。

③遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちには準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができる(新民法1047条5項)。

④遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者が遺留分権利者の相続債務を消滅させる行為(弁済など)をしていた場合、意思表示により、その限度で金銭債務を消滅させることができる(新民法1047条3項)。